

# 令和5年度総合教育会議

---

## 伊勢市におけるいじめ対策について

◇教育委員会事務局 学校教育課(P1～P9)

◇健康福祉部 福祉総合支援センター「よりそい」(P10～P14)

# いじめ対策について

## 1 現状

■いじめ認知件数の推移 ※ ( ) は1,000人あたりの認知件数

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5 (9月末)
小学校	149	171	144	300	162
中学校	52	42	49	44	25
市	201 (21.4)	213 (23.2)	193 (21.2)	344 (38.5)	187 (21.6)
県(全校種)	3,447 (19.3)	3,764 (21.5)	4,268 (24.8)	5,380 (31.8)	未発表
全国(全校種)	612,496 (46.5)	517,163 (39.7)	615,351 (47.7)	681,948 (53.3)	未発表

■いじめの態様 ※1件のいじめ認知に対して、複数にわたっているものがあります。

いじめの態様	R 3		R 4		R 5 (9月末)	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
①冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	65	26	146	19	72	12
②仲間はずれ、集団による無視をされる	15	4	24	4	16	1
③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	30	6	74	9	39	0
④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	7	9	7	3	6	2
⑤金品をたかられる	0	2	1	0	1	0
⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	0	2	19	1	12	1
⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	11	3	16	7	8	3
⑧パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる	9	6	3	11	1	6
⑨その他	20	2	17	0	7	0



## 2 課題

### ◆ SNSによるトラブルの複雑化

- ・ SNSに触れる機会の増加
- ・ トラブルの実態把握の難しさ

### ◆ 学校だけでは解決できない事案の増加

- ・ 子どもたちの行動の背景の複雑さ

### 3 教育委員会の主な取組（県教委の取組も含む）

#### ■学校への支援

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置
- ・ 指導主事の学校派遣
- ・ いじめ問題に関する教職員研修
- ・ 豊かな心を育む体験交流推進事業の実施
- ・ 人権フォーラムの開催



### 3 教育委員会の主な取組（県教委の取組も含む）

#### ■関係機関との連携

- ・ いじめ問題対策連絡協議会による関係機関・団体との連携強化や連絡調整
- ・ いじめ問題対策委員会における専門的知見からの助言等
- ・ 小中学校生徒指導協議会での情報共有等による未然防止
- ・ 相談窓口による早期発見・早期対応
- ・ 県いじめ防止強化月間の取組

### 3 教育委員会の主な取組（県教委の取組も含む）

#### ■保護者、地域との連携

- ・ 相談窓口の設置と周知による早期発見・  
早期対応
- ・ 情報モラル教育の推進
- ・ いじめ防止冊子（Heart and はあと）  
の配布



## 4 各学校の主な取組

### ■未然防止

- ・ 学校いじめ防止基本方針による指導体制の確立
- ・ 仲間づくり、居場所づくり
- ・ 道徳教育や人権教育を中心とした教育活動
- ・ 校内研修、情報モラル教育の推進



## 4 各学校の主な取組

### ■早期発見

- ・ 児童生徒の見守り、信頼関係の構築
- ・ いじめアンケート
- ・ 教育相談
- ・ WEBQU
- ・ 相談窓口の周知

## 4 各学校の主な取組

### ■早期対応

- ・ 迅速な組織的対応
- ・ 児童生徒の心のケア
- ・ S C、S S Wの活用
- ・ 保護者との連携、協力
- ・ 関係機関、専門機関との連携



## 伊勢市版「地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進」事業イメージ

地域におけるいじめ防止対策の体制整備を推進するため、地域の実情を踏まえて活用可能な学校外（首長部局）からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けたモデルケースを構築することを目指すこども家庭庁が実施する令和5年度「地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進」事業における伊勢市が考える事業イメージ

健康福祉部福祉総合支援センター内に、新たに「こどもいじめ相談窓口」を開設する。

社会福祉士・教員経験者・臨床心理士等で構成するチームを編成するとともに、新たに専門職等を増員することで重層的・包括的な相談支援体制を強化する。

### 1. いじめ相談窓口を設置し、こども・保護者・関係者等からの相談に直接対応

→来所・訪問・電話等での相談のほか、オンライン（LINE）を利用したチャット相談を実施

### 2. いじめ報告相談アプリのモデル導入

→公立小中学生一人一台のタブレット端末に専用アプリを導入し、相談を受ける体制を構築

### 3. いじめの解消に向けた被害者に寄り添った支援体制の構築

→いじめ報告があった対象児童（保護者を含む）への対応・助言、福祉サービスが必要な場合の適切なつなぎ（手続き等の支援を含む）、法的な手続きに関する助言等を実施

→被害者（加害者）の背景（家庭環境や複雑・複合的な課題）を踏まえ、関係機関と連携・協働し支援を実施

### 4. 支援関係機関に対する研修の実施

→職員、支援関係機関、地域支援者（民生委員等）を対象とした研修を実施

健康福祉部福祉総合支援センター内に、新たに「こどもいじめ相談窓口」を開設する。

社会福祉士・教員経験者・臨床心理士等で構成するチームを編成するとともに、新たに専門職等を増員することで重層的・包括的な相談支援体制を強化する。

**1. いじめ相談窓口を設置し、こども・保護者・関係者等からの相談に直接対応**

来所・訪問・電話等での相談のほか、オンライン（LINE）を利用したチャット相談を実施





## 2. いじめ報告相談アプリのモデル導入

公立小学校4年生から中学3年生生一人一台のタブレット端末に専用アプリケーションを導入し、相談を受ける体制を構築

市内小学校4年生から公立中学校3年生までの全員のタブレット端末に相談専用アプリケーションの導入し、匿名での相談に応じる。



### 3. いじめの解消に向けた被害者に寄り添った支援体制の構築

- ◎いじめ報告があった対象児童(保護者を含む)への対応・助言、福祉サービスが必要な場合の適切なつなぎ(手続き等の支援を含む)、法的な手続きに関する助言等を実施
- ◎被害者(加害者)の背景(家庭環境や複雑・複合的な課題)を踏まえ、関係機関と連携・協働し支援を実施





## 4. 支援関係機関に対する研修の実施

→職員、支援関係機関、地域支援者（民生委員等）を対象としたいじめ予防・いじめ防止について研修を実施

